

(案)

令和8年度さいたま市食品衛生監視指導計画(案)に寄せられた御意見と市の考え方

(1) 意見提出者数 2団体 (2) 意見項目数 5件

No.	御意見の内容	市の考え方	計画(案)の修正の有無
【Ⅲ 監視指導の実施】(4ページ)ほか			
1	<p>PFAS (PFOS と PFOA) については、令和8年度から、水道事業者において定期的な点検と基準が超過した場合の改善が義務付けられました。幸いなことに、さいたま市内の井戸水からは検出されておりましたが、井戸水以外からは大幅な基準値越えも検出されております。事業所内の井戸水や自治会防災用の井戸水についても基準値越えが無いか監視指導を徹底してください。</p> <p>また、飲料関係は、ミネラルウォーターや炭酸飲料、お茶類等多岐に渡り、消費者にとっては何が対象になるのか分かりにくい状況です。対象事業者への対応とともに消費者への適切なリスクコミュニケーションも行ってください。</p>	<p>防災用井戸については、庁内の所管部局に御意見を共有しました。</p> <p>水道水以外の食品製造用水を使用する食品等事業者においては、自主的にPFOS及びPFOAの濃度を管理し、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」のPFOS及びPFOAに係る成分規格の値を参考に可能な範囲で低減措置等の対応を検討するよう指導してまいります。</p> <p>また、食の安全について市民の皆様が正しい知識を持ち安心に繋がるよう、引き続き情報発信やリスクコミュニケーションの実施に努めてまいります。</p>	無
【Ⅲ 監視指導の実施】(6ページ)			
2	<p>重点課題にHACCPに沿った衛生管理が盛り込まれております。HACCPは食の安全管理には優れた手法ですが、食関係事業者への定着と確実な運営が重要です。さいたま市内には中小の食関係事業者が多数あります。中小の事業者への指導を徹底してください。</p>	<p>小規模飲食店向けの衛生管理マニュアル等を活用し、HACCPに沿った衛生管理の実施支援を行うとともに、自主衛生管理を担う者の養成及び食品衛生責任者等の資質向上のため、講習会の受講を推進する等、各食品関係事業者にHACCPに沿った衛生管理が定着するよう助言・指導等を行ってまいります。</p>	無

(案)

令和8年度さいたま市食品衛生監視指導計画(案)に寄せられた御意見と市の考え方

No.	御意見の内容	市の考え方	計画(案)の修正の有無
<b>【Ⅲ 監視指導の実施】(6ページ)</b>			
3	現状、自然毒の検査対象は二枚貝と生あみだけになっています。しかし、地球温暖化によりフグの交雑が増えていると聞いており、千葉県沖でもフグが大量に漁獲されています。漁業団体により交雑種は排除されておりますが、今後、混入しないとも限りません。また、全国的には、毎年、きのこによる中毒事故も発生しております。未然防止の観点から、ふぐ毒やきのこ類も検査対象に入れてください。	フグについては、国において食用可能となる種類及び部位等が定められており、市場等の鮮魚介類取扱施設における交雑種を含む種類不明のフグの排除及びフグ処理施設での有毒部位の適切な除去が重要となることから、フグの計画的な収去検査は実施しておりません。引き続き、施設監視の徹底及び市民向け啓発を実施してまいります。  また、キノコ類による食中毒の発生については、食用キノコ以外の野生のキノコによるものが大多数を占めていることから、「食用と確実に判断できないキノコは、絶対に採らない、食べない、売らない、人にあげない」よう、市報、市ホームページやSNS、デジタルサイネージ等を活用し注意喚起を行ってまいります。	無
<b>【Ⅲ 監視指導の実施】(7ページ)</b>			
4	食品表示は消費者にとって重要な情報源です。特にアレルギー表示は命に関わります。正しい表示がされているか徹底するよう事業者を指導してください。また、食品表示はいろいろな部署が関わりますが、横の連携を密にし、適切な表示がされるよう監視指導の徹底をお願いします。	適切な食品表示(衛生事項)の確保につきまして、アレルギー表示の重要性も含め、正しい食品表示の実施について指導を行ってまいります。また、庁内の食品表示所管部局とも連携協力してまいります。	無

(案)

令和8年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられた御意見と市の考え方

No.	御意見の内容	市の考え方	計画(案)の 修正の有無
【Ⅲ 監視指導の実施】（その他のご意見）			
5	11月19日の報道があるまで屠畜場閉鎖は寝耳に水の事でした。決定した経緯について事業関係者だけでなく、広く市民にも丁寧な説明を行ってください。	庁内の所管部局に御意見を共有いたしました。	無